

広報広聴課長 様

宇和島保健所企画課長

審議会・検討会等の会議の公開又は非公開の決定について（報告）

このことについて、次のとおり報告します。

審議会・検討会等の名称	愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議		
事務局（担当課）	宇和島保健所 企画課 医療対策係 (担当) 館野 晋治 (内線) 255		
設置根拠	☐ 法律 ☐ 条例 ☒ 要綱等 (名称) 愛媛県宇和島構想区域地域医療構想調整会議設置要綱		
設置年月日	平成27年6月12日		
審議会・検討会等の内容	宇和島構想区域の医療提供体制を確保することを目的に、宇和島構想区域における地域医療構想の策定及び実現に向けた関係者との協議及び調整等を行う。		
公開・非公開決定（予定）日 （決定した会議開催日等）	令和6年9月3日		
公開・非公開の別 （決定の内容）	☒ 公開 ☐ 全部公開 ☒ 部分公開 ☐ 非公開		
公開・非公開に係る法令等の規定	☐ 有 ☒ 無 (名称)		
公開できない審議、意見聴取等の内容	非公開とする具体的理由	非公開規定	
地域医療介護総合確保基金（医療分）事業について	管内の医療機関及び医療関係事業者等の法人が、構想達成のために圏域において実施する事業の適否を諮るため、一般に公にしている事業内容や事業用資産の情報に言及する。 そのため、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、愛媛県情報公開条例第7条第2項第2号に該当する。	(1)－2	
摘要	新たな決定		
		報告日	令和6年9月24日

注1 会議の公開又は非公開の決定後、速やかにその決定を本書により広報広聴課へ報告して下さい。（会議の公開又は非公開のいずれの決定の場合も報告してください。）

2 「公開・非公開の別（決定の内容）」が「部分公開」又は「非公開」の場合は、「公開できない審議、意見聴取等の内容、非公開とする具体的理由、非公開規定」を記入してください。

3 「公開できない審議、意見聴取等の内容」及び「非公開とする具体的理由」は、できるだけ具体的に記入してください。

また、「非公開規定」は、例えば、審議会・検討会等の会議の公開に関する指針の4（公開基準）の(1)の情報公開条例第7条第2項第1号に該当する場合は、“(1)－1”と記入してください。

4 当初の公開又は非公開の決定により難い新たな事項の審議、意見聴取等を行うこととなり、これについての公開又は非公開の決定を行った場合は、「審議、意見聴取等の内容」に新たな事項の内容を記入し、「摘要」に“新たな決定”と記入してください。